

平成29年度税制改正の概要 参考資料

平成28年12月



1. 福島関係

- (1) 避難解除区域等に係る特例措置の帰還困難区域内に設定される復興拠点への拡大 … 1

2. 復興特区関係等

- (1) 復興特区において復興居住区域を定めた場合の被災者向け優良賃貸住宅の特例措置(特別償却又は税額控除)の延長 … 2
- (2) 特定激甚災害地域における被災者向け優良賃貸住宅の特例措置(割増償却)の延長 … 2

3. 被災代替自動車関係

- (1) 被災自動車の所有者が代替自動車を取得した場合における自動車取得税の非課税措置の延長 … 3

避難解除区域等に係る特例措置の帰還困難区域内に設定される復興拠点への拡大

概要

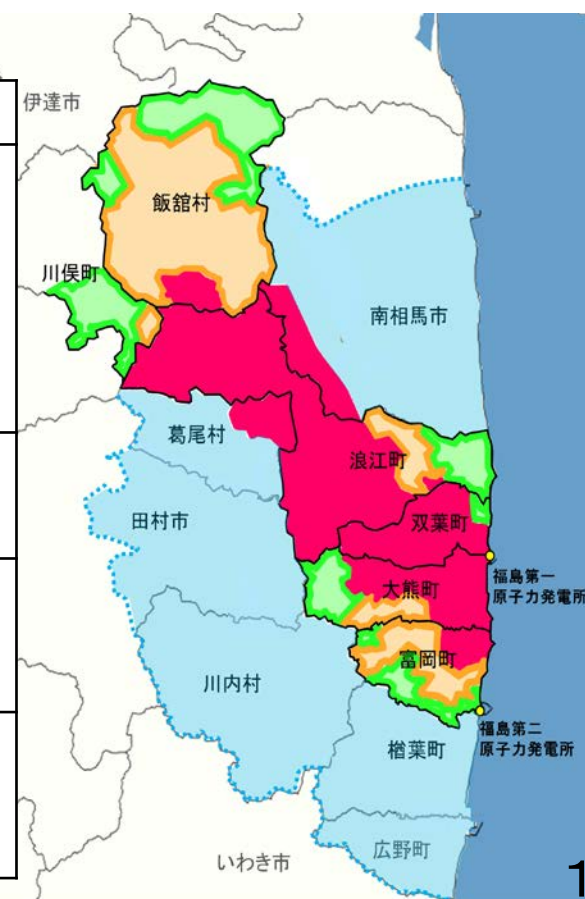
○ 被災事業者の事業再開、新規事業者の立地促進等の観点から、避難解除区域等※に講じられている特例措置を帰還困難区域内に設定される**復興拠点へ拡大**する。

※ 避難解除区域等：避難解除区域 、避難指示解除準備区域 、居住制限区域 

特例の内容

○ 福島復興再生特別措置法の改正を前提に、**復興拠点へ拡大**される税制上の特例

特例	概要
① 被災事業者又は新規事業者が機械等 を取得した場合	・機械・装置 即時償却 又は 税額控除(取得価額の15%) ・建物・構築物 特別償却(取得価額の25%) 又は 税額控除(8%)
② 被災事業者又は新規事業者が避難対 象雇用者等を雇用した場合	・給与等支給額の20%を税額控除
③ 被災事業者が将来の事業再開のため に資金(準備金)を積み立てた場合	・積み立てた準備金の損金算入 ・準備金を取り崩して投資する場合 の即時償却等
④ 復興拠点の整備のための都市計画事 業に関し、土地を譲渡した場合 (「一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設」)	・譲渡所得の特別控除(5,000万円 特別控除)



概要

○ 被災者向け優良賃貸住宅を取得等し、賃貸の用に供した際の特例措置（特別償却又は税額控除）の**適用期限を4年延長し、復興・創生期間終期の平成33年3月31日まで**とする。

特例の内容

特例の対象	措置内容		
復興特区において復興居住区域を定めた場合の被災者向け優良賃貸住宅の特例措置 ・対象事業者 認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人 ・対象区域 特定激甚災害地域(※1)のうち、認定地方公共団体が復興推進計画において定めた復興居住区域	取得等時期	H29.4.1～H32.3.31	H32.4.1～H33.3.31
	措置率(※2)		
	特別償却率	25%	17%
	税額控除率(※3)	8%	6%
※1 激甚災害法施行令第41条の規定に基づき国土交通大臣が告示した区域 ※2 福島県:H29.4.1～H33.3.31特別償却25%、税額控除8% ※3 税額の20%を限度(4年間繰越控除可) ※4 特別償却と税額控除は選択適用			

【特例の活用イメージ】

特定激甚災害地域



復興特区制度に基づき復興居住区域を設定
⇒ 左表の特例により、被災者向け優良賃貸住宅を建設



海

※ なお、復興居住区域以外の地域における被災者向け優良賃貸住宅の特例措置（取得等後5年間の割増償却）は、40%（平成31年4月1日以後に取得等をするものについては20%）（耐用年数が35年以上であるものは56%（同日以後に取得等をするものについては28%））

被災自動車の所有者が代替自動車を取得した場合における自動車取得税の非課税措置の延長

概要

○被災自動車の所有者が代替自動車を取得した場合における自動車取得税の非課税措置の適用期限を2年延長し、平成31年3月31日までとする。

特例の内容

○自動車取得税が平成29年度以降も存続するため、同税の非課税措置を他の車体課税の特例と同様に平成30年度まで2年延長。

税目		特例の対象	措置内容
自動車取得税	都道府県税	平成31年3月31日までの間に取得した分	非課税
自動車税		平成31年3月31日までに取得した代替自動車等の取得初年度分及び翌年度分	非課税
軽自動車税	市町村税		
自動車重量税	国税	平成31年4月30日までの間の最初の車検時分	免除

